

法臈加算手続きについて

御正忌報恩講、春の法要その他真宗本廟における法要に出仕される方で、法臈加算を受けようとされる場合は、下記要項をご参照のうえ申請ください。

記

- 1 出仕の際発行された出仕証明書は、ご本人で大切に保管してください。なお、出仕証明書は再発行できません。
- 2 1年の法臈加算を受けるには、別表に掲げる出仕座数を満たしていなければなりません。地方区分（出仕者の所属寺の所在地）により座数が異なりますのでご注意ください。
- 3 前記の条件を満たしている方は、別記様式による『法臈加算申請書』に必要事項を記入のうえ、前記1の証明書を添付して、教務所へ提出してください。
- 4 申請の用紙は、教務所に備え付けられていますので必要のつどお申し出ください。
- 5 その他法臈加算に関する手続きについては、教務所までお問い合わせください。

（組織部）

様式

別表

	三座	四座	五座	六座	七座	出仕座数	法臈加算に必要な出仕座数と地方区分
						地方区分	
※地方区分ごとに前記座数を満たした出仕証明を添付し、法臈加算の申請をした人には、一年の法臈が加算されます。	石川県（能登教区）、長野県、群馬県、栃木県、鳥取県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、山梨県、茨城県、島根県、熊本県、新潟県、福島県、長崎県、山形県、宮城県、岩手県、鹿児島県、宮崎県、秋田県、青森県、沖縄県、北海道、その他	香川県、広島県、石川県（金沢・小松・大聖寺教区）、静岡県、富山県、徳島県、神奈川県、東京都、山口県、埼玉県、千葉県	兵庫県（神戸市及び大阪教区を除く）、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、岡山県、和歌山県	京都府（京都市を除く）、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県（神戸市及び大阪教区）	京都市		